

議案第 74 号

令和 6 年度兵庫県多可郡多可町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度兵庫県多可郡多可町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）を、別紙  
のとおり定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

議案第 7 4 号

令和 6 年度

兵庫県多可郡多可町学校給食事業特別会計  
補正予算（第 2 号）

議案第 7 4 号

令和 6 年度兵庫県多可郡多可町学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度兵庫県多可郡多可町の学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

兵庫県多可郡多可町長 吉 田 一 四

第1表 債務負担行為

| 事 項             | 期 間           | 限 度 額     |
|-----------------|---------------|-----------|
| 学校給食センター調理等業務委託 | 令和7年度から令和11年度 | 390,500千円 |